

令和7年3月31日

亀山市議会議員 岡本 公秀 様

研修報告書

会 派 名	勇政
報告議員名	伊藤 彦太郎
参加議員名	伊藤 彦太郎
研 修 日	2025年2月12日（水）
研修内容等	株式会社廣瀬行政研究所 主催 「議長・委員長のための議会運営」 「議会運営委員会の役割と権限」
	講師 株式会社廣瀬行政研究所 廣瀬和彦氏
研修の概要	<p>目的</p> <p>時代の変化と共に地方議会の運営や背景にある制度も変化している中、改めて議会運営の核とも言える議長・委員長および議会運営委員会の法的な責務および権限を確認すると共に、現在の全国的な議会の動向を知ることで、今後の議会運営に資する。</p> <p>内容</p> <p>「議長・委員長のための議会運営」</p> <ol style="list-style-type: none">1. 議長・委員長の権限 (1) 秩序保持権 (2) 議事整理権2. 通告書と通告外、議題外の発言3. 不穏当・不規則発言4. 傍聴人5. 動議・議事進行発言6. 議事日程作成7. 議会だよりと議長の権限8. 議長・委員長の発言と裁決権9. 表決権と棄権の捉え方10. 選挙・互選

	<p>「議会運営委員会の役割と権限」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議会運営委員会の所管と権限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項 2. 議会運営委員の選出手法と委員外議員の活用・会派離脱との関係 3. 議会運営委員会の答申と法的拘束力 4. 議長等との兼職の是非 5. 議会運営委員会と常任・特別委員会、協議等の場との関係
<p>1 議長・委員長のための議会運営</p>	<p>「1. 議長・委員長の権限」については、本テーマの核となる部分であり、かなりの時間が費やされた。この項目において、特に議長と委員長の違いが明確に存在することが、前提として言われた。すなわち、地方自治法には議長についての規定はあるが、委員長についてはなく、あくまでも内部における代表権に過ぎないということである。これを保証するのが、委員会条例である。議長には①秩序保持権、②事務統理権、③議事整理権、④議会代表権があり、この権利が議会運営の根本にあるとのことである。</p> <p>これらの自治法上における理論上の運営と、実務上の運営のバランスを終始探るような内容となっていた。</p> <p>もう一つ大きなポイントとして言われていたのが、委員会は自治法の規定がない分、柔軟な運用が図られるということである。</p> <p>内容は配布された資料にある通りであるが、その中でも、特に印象に残った件を以下に列挙する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議長の秩序保持権は職員にも及ぶところではあるが、職員の発言取り消しは議長の権限外である。 ・ 議長は、会議における発言を禁止する権限と同時に時間の指定をする権限も有する。 ・ 議会運営における退去命令については、議長のみ警察への引き渡しが可能である。 ・ 委員会の欠席については正当な事由でなくても構わず届け出のみでよい。

- ・ 会議規則は議事整理の根拠にはなり得ない。あくまでも地方自治法のみである。
- ・ 訴訟すべき案件が発生した場合、議会は地方公共団体の一組織に過ぎないため、議長名での訴訟はできない（市長のみ可能）。
- ・ 委員会における議事録の公開義務はない。
- ・ 議場外での活動については懲罰対象にならない。
- ・ 動議は成立しても、すぐに議題にしなくてはならないことはない。
- ・ 委員会の日程は諮る必要はない。
- ・ 議長は全ての委員会に出席できる。意見なり質問なり、発言も自由に行える（議決権がないだけ）。

2 「議会運営委員会の役割と権限」

まず、議会運営委員会自体は設置が任意である。

そんな中で、議会運営委員会の3つの役割として①議長の諮問、②議会の運営に関する事項、③議会の会議、委員会条例に関する事項が挙げられる。議会の運営でよく言われる発言時間の制限については、議会運営委員会の申し合わせで行われることが多いが、会議規則の中で規定されるべきものであり、発言時間を超過しても、注意出来ないとされている。予算の中では議会費（報酬を除く）の所管とされる。

また、委員の会派離脱による委員の辞任は法的には必要がないとのことで、こういった混乱を防ぐためには、委員外議員の活用で補完しているケースがある。

議長の諮問への答申については、本会議での報告義務はなく、更に議長はこの答申に拘束される訳では無く、あくまでも議長が判断を行うための材料に過ぎない。

また、法的に拘束力を持たない申し合わせに従わない議員については、懲罰や発言制限などで、合法的に措置を講じることは出来る。ただ、あくまでも改選後最初の全員協議会などで確認し、それに納得してもらうことが必要である。当然、必要に応じて改正し、全会一致により運用することが適当である。

3 所感

2 講座を通じ、最も印象的であったのが、議長に関しては強力な権限があるものの、委員長にはそれだけの権限は無く、更に委員会運営も、かなり柔軟な運営が前提となっているということである。

そして、講義を受ける前に最も気になっていたことが、議長、委員長、議会運営委員会、の3つの運営上の見解にずれが生じた場合、実態としてはどこが優先されるのか、という点であったが、他の2つに政治的側面から配慮しつつも、強力な法的な権限に裏打ちされた議長に実態的にも権限が存在することが確認できた。

また、申し合わせに従わない議員についての、合法的な措置が可能だということと、その前提としては、改選ごとに全員で認めた申し合わせでなくてはならない、という点は、正に現在の亀山市の議会運営におけるポイントである。

次期改選時には当然のことながら、改選前から、その準備を進めていく必要はあると考える。